上郡町事業者経営継続支援事業Ｑ＆Ａ（R2.5.26 現在）

Ｑ１　支援金の支給要件は

次の２つの要件をすべて満たす中小法人及び個人事業主等の方が対象となります。

【要件１】町内で農林漁業、商工業を営む中小事業者、個人事業主等で３月１日以前に創業しており引続き営業していること

法人　令和２年４月１日現在、町内に本店を有し法人登記のある法人

個人事業主　令和２年４月１日現在、町内に住民票があること

＊国の持続化給付金、兵庫県の休業要請事業者経営継続支援金の受給（予定）者は除く

＊副業としての事業は対象としません

＊金融業、宗教・政治上の組織もしくは団体、発（売）電事業及び支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと上郡町長が判断した者は除く

＊中小事業者とは中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条の規定による者またはこれと同等と認められる者をいう

【要件２】令和２年４月または５月の売上が前年同月対比で 20%以上減少していること

Ｑ２　支援金の額は

１０万円とします。（令和２年４月または５月の売上が前年同月比で 20%以上減少し

①売上減少額が 10 万円以上の場合は一律 10 万円

②10 万円に満たない場合は減少額を限度とする）

Ｑ３　中小事業者とは

中小事業者の範囲

下記の表の業種ごとに、資本金又は従業者数のいずれかに該当することが必要です。

（中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者（旅館業については中小企業信用保険法に定める中小企業者））

業 種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業者数	従業者数
製　造　業	３億円以下	300 人以下	20 人以下
卸　売　業	１億円以下	100 人以下	５人以下
小　売　業	５千万円以下	50 人以下	５人以下
サービス業	５千万円以下	100 人以下 (旅館業は 200 人以下)	５人以下
そ　の　他	３億円以下	300 人以下	５人以下

Ｑ４　複数の店舗を経営している場合、それぞれの店舗ごとに給付金の申請ができるのか

店舗数に応じて支給額が増額されることはありません。

支援金の給付は１事業者につき１回限りです。

Ｑ５　休業した後、廃業したが対象になるか。

経営継続支援金であるため、廃業された場合は対象になりません。

Ｑ６　令和２年４月または５月の売上が前年の同月比 20%以上減少とあるが、４月または５月、１か月間の売上で比較するのか。

４月または５月、１か月間の売上とします。

Ｑ７　平成３１年４月または令和２年５月の売上が分からない場合はどうすればいいか。

各月売上が把握できないときは、確定申告書、決算書等に記載された前年（度）１年間の売上を 12 で割って得られる売上と、令和２年４月（５月）の売上とを比較してください。申請書には計算式を記入し、前年（度）売上金額が分かる書類を添付してください。

Ｑ８　創業日により平成 31 年４月または令和元年５月の売上がない場合はどうすればいいか。

創業日以降令和２年４月または５月末日までの売上を創業以降の月数で除して得た平均売上を４月または５月の売上とみなします。申請書には計算式を記入し、前年（度）売上金額が分かる書類を添付してください。

Ｑ９　売上（減）が分かる書類は何を提出すればいいか。

帳簿類の写し（総勘定元帳、売上台帳等）を添付してください。

Q10　申請書類の配布先は

役場産業振興課、商工会、ホームページ上で配布、ダウンロードできます。

Q11　申請手続きは

郵送・持参により、申請書と添付書類を提出してください。（土日祝日可）

ただし、新型コロナウイルス感染予防のため持参の場合は、産業振興課備えつけのＢＯＸ（土日祝日は宿日直者）に投函してください。（内容について疑問点があれば審査時に問い合わせをさせていただくことがあります）

封筒には、差出人の御住所、御名前を記載してください。

Q12　申請期限は

６月１日（月）から７月３１日（金）までとします。

郵送の場合は、７月３１日の消印まで有効とします。

Q13　いつ給付されるのか

申請受付後、２～３週間を予定しています。

Q14　一人の経営者が複数の事業体を経営している場合、それぞれで申請できるのか

同一の経営者（家族経営含む）が複数、（同）異業種の事業体を営んでいる場合であっても、支援金の給付は一事業者とします。

Q15　本店が町外にあるが、町内に事業所がある場合は対象になるか

対象外となります。

Q16　学校法人、農業法人、ＮＰＯ法人等の法人は申請できるか

給付要件に該当すれば、申請できます。

ただし、金融業、政治団体、宗教上の組織・団体、発（売）電事業は対象外です。

Q17　みなし大企業は申請できるか

中小企業の要件に該当しても、出資、役員派遣などを通じて、実質的に大企業である親会社の傘下にある中小企業は支援金の支給対象外となります。

Q18　振込先口座はネット銀行も可能か

全国銀行協会に加盟しており、銀行コードを有する金融機関であれば可能です。

Q19　添付書類に振込先通帳見開き１・２ページ目とあるが電子通帳の場合はどうか

電子通帳の画面の写しを添付してください。

Q20　国の持続化給付金及び県の休業要請事業者経営継続支援金制度について、今後制度が変更されるとこの制度も変更されるのか。

この事業は令和２年６月１日現在の制度とします。

Q21　町内に本店、町外に支店等がある場合は、売上は全体で計算するのでしょうか。

町内の店のみの売上で計算してください。